

仕 様 書

物品名称	音声入力システム「AmiVoice iNote Lite」
内 容 規格・仕様 数 量	製品名：(株)アドバンスト・メディア社製「AmiVoice iNote Lite」 仕様等： ○音声入力システムの導入について ・音声入力システムのIDを必要数提供すること（188ID）。 ・この他の調達品は次のとおりとする。 - ーUSB Dongle 188台（ID数に同じ） - ーその他上記調達に伴い法令上発生する諸経費 ・音声入力システムは、必要時以外はスタンドアロンでのサービス提供が可能であること。 ・音声入力システムを使用するため、次に示すアプリを提供すること。 - ーモバイル端末用：音声認識アプリ - ー電子カルテ端末用：データ受信アプリ ・音声認識アプリは、以下の仕様を満たすこと - ー音声認識アプリは、モバイル端末（スマートフォン）で使用できること。 - ーモバイル端末から電子カルテ端末へのデータ転送は、Bluetooth により通信すること。 ※Bluetooth 通信に必要となる Dongle も本調達に含む。 - ー音声認識アプリは、ユーザーログイン後はスタンドアロンで稼働すること。 - ー音声認識アプリは、管理用画面等において、単語登録、テンプレート（入力効率化と記録漏れ防止のための穴埋め入力、可変式）が利用できること。 - ー音声認識アプリで撮影した写真を Bluetooth により電子カルテ端末へ転送できること。 - ー音声認識アプリは、電子カルテ向け（医療用語対応）音声認識辞書が搭載されていること。 - ー音声認識アプリの初回起動時や、ユーザーログイン時、単語・テンプレートのダウンロード時、音声入力システムの契約更新にのみ、事業者のデータセンターのサーバと通信をすること。 ・データ受信アプリは、次の仕様を満たすこと。 - ーデータ受信アプリは、Windows10 および Windows11 で使用できること。 - ーデータ受信アプリをインストールするためのメディアを提供すること。 - ーインターネットにつながった端末から、事業者のデータセンターのサーバに単語・テンプレートを登録および修正、削除ができること。 ○音声入力システムの使用について

	・音声入力システムの使用料は、サービス利用開始から月額料金を毎月後払いとする。 ・音声入力システムの使用にあたり、初期導入に係る費用（USB Dongle等）は、初年度に一括払いとする。 ○保守、サポートサービスについて ・受注者は、音声入力システム導入後、職員向け（ユーザー向け）の操作説明会を行うこと。なお、説明会の実施回数は、4回ないし5回（1回あたり参加100人程度）を想定している。 ・受注者は、音声入力システム導入後、管理者向け（情報システム主管課）の説明会を行うこと。なお、説明会の実施回数は、1回（参加5～10人程度）を想定している。 ・使用者用、管理者用のマニュアルを提供すること。 マニュアルは、データでの提供とするが、説明会で使用するマニュアルは当院が指定する部数を乙が印刷して提供すること。 ・音声入力システムの操作や技術的な質問に対応するためのサポートセンターを有すること。 ・サポートセンターは24時間365日、電話、問い合わせフォームにより受け付け対応すること。 ・重大なインシデントが発生した際は、直ちに当院に報告し、適切な措置を講じること。 ○その他 ・受注者は、本業務を遂行する上で知り得た発注者の業務に関する情報について、その秘密を厳守し、第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を講じること。 ・受注者の従業員（従業員であったものを含む）は、契約の締結に際して知り得た発注者の情報を、契約の存続期間並びに契約の終了後においても、第三者に漏らしてはならない。 ・仕様に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）。 サービス利用開始は令和7年11月1日とする。
納入場所	長浜市大戌亥町313番地 市立長浜病院 経営企画課
その他	・搬入設置調整接続等、すべての経費を含めること。 ・納入に当たっては、納入日時及び場所を市立長浜病院経営企画課用度係と調整すること。